

「溶接ヒューム・塩基性酸化マンガンの法改正」

田代 拓

福岡産業保健総合支援センター 産業保健相談員
産業衛生ラボ 代表 医学博士・作業環境測定士

令和3年4月1日施行で法改正がある。「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）に追加されるというものである。

「溶接ヒューム」はこれまで「粉じん」として対策がなされてきた。しかし溶接ヒュームに発がん性などの有害性があることが判明し特定化学物質に追加された。よって、特殊健康診断としては「粉じん特殊健康診断」と「特定化学物質特殊健康診断」の両方が必要となる。

塩基性酸化マンガンの代表的なものは、酸化マンガンや三酸化二マンガンであるが、今まで特定化学物質の「マンガン及びその化合物」は（塩基性酸化マンガンを除く）とされたが、塩基性酸化マンガンにも有害性が確認されたことから（塩基性酸化マンガンを除く）が消え、特定化学物質（第2類物質）に追加された。特殊健康診断としては、今までの「マンガン及びその化合物」と同様の健診を行う。

両者の特殊健康診断概略は上記となるが、この他に作業主任者の選任や作業環境測定も必要となる。現に、継続して金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場においては、令和4年3月31日までに個人ばく露測定による溶接ヒュームの濃度測定を行う必要がある。詳細については私が担当する特殊健康診断関連の労働衛生研修会を受講頂きたい。